

盛岡広域振興局長告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安代土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年11月8日

盛岡広域振興局長 石田知子

1 就任

(1) 理事

羽澤敦志	八幡平市五日市125番地
佐藤千一	〃 古屋敷34番地
藤村勇三	〃 赤坂田249番地1
勝又安正	〃 寺志田6番地1
八幡正行	〃 大面平45番地
三浦隆徳	〃 勝善川原44番地

(2) 監事

本宮武彦	八幡平市上の山314番地
立花和男	〃 星沢103番地9

2 退任

(1) 理事

米川次郎	八幡平市田山2番地
本宮武彦	〃 上の山314番地
羽澤敦志	〃 五日市125番地
佐藤千一	〃 古屋敷34番地
勝又安正	〃 寺志田6番地1
立花和男	〃 星沢103番地9
八幡正行	〃 大面平45番地

(2) 監事

佐藤三郎	八幡平市岩木向85番地2
盛内光市	〃 上の山78番地